

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

有田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧箕島町地域

(1) 現況

本地域のうち、箕島・新堂地区については有田川右岸、長峰山脈に属する南斜面の急傾斜地域で、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

野・山地・古江見・宮崎町地区では、有田川左岸の中山脈西部の傾斜地帯において、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

野・山地地区の集落周辺には平坦部の農用地が広がっており、そのほとんどが田から柑橘園への転換が行われている。

傾斜地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧保田村地域

(1) 現況

本地域のうち、下中島・山田原地区については有田川右岸、長峰山脈に属する南斜面の急傾斜地域において、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

野・山地・古江見・宮崎町地区では、有田川左岸の中山脈西部の傾斜地帯において、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

野・山地地区の集落周辺には平坦部の農用地が広がっており、そのほとんどが田から柑橘園への転換が行われている。

傾斜地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業及び法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧宮原村地域

(1) 現況

有田川右岸、長峰山脈に属する南斜面において、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

有田川右岸、滝川原集落、須谷集落周辺を中心とし、平坦部の農用地が広がっており、そのほとんどが田から柑橘園への転換が行われている。

傾斜地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業及び法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけ、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより生物多様性を保全するとともに、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 旧糸我村地域

(1) 現況

有田川左岸、中山脈の東部、平見山から雲雀山に至る傾斜地域で、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

本地域の平坦部は、約2/3が田として、1/3が柑橘園地として利用がされており、それぞれ混在している。

傾斜地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧初島町地域

(1) 現況

星越池から市道 136 号に至る平坦部及びそれを囲む御殿山から星越池を経て愛宕山に至る傾斜地農用地において、温州みかんを中心とした柑橘類が栽培されている。

傾斜地域は平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

さらに、近年の消費者ニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧箕島町地域、旧糸我村地域、旧初島町地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
②	旧保田村地域、旧宮原村地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、この

ためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、有田市も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

1. 法第3条第3項第2号に掲げる対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村法、半島振興法の指定地域とする。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

- 急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田 8 %
以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
(オ) 和歌山県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、もしくは集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成28年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあつては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを選択する。

(ア) 以下の要件のa～eのうちから2つ以上を選択して、その活動項目における現

況及び平成31年度までに達成する目標を定める。ただし、a、eの取組み数値により、1項目を選択することもできる。

- a 機械・農作業の共同化
- b 高付加価値型農業の実践
- c 農業生産条件の強化
- d 担い手への農地集積
- e 担い手への農作業の委託

(イ) 協定参加者に、新たに加える女性・若者・NPO法人等（1名以上）を含め、以下の要件のa～cのいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成31年度までに達成する目標を定める。

- a 新規就農者等による農業生産
- b 農産物の加工・販売
- c 消費・出資の呼び込み

(ウ) 協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。

3 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

(1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあっては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

(2) 農業従事者一人当たりの所得が和歌山県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象とはしない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

(3) 認定農業者に準ずる者とは、例えば有田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定められた者、また、その集落の農業において中核的な担い手であり、且つ意欲があると認められる農業者とする。

4 その他必要な事項

上記のほか、市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。